



中津市監査委員告示第 6 号

令和元年7月2日付け中監第228号で提出した財政援助団体監査の報告に対し、中津市長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年8月5日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体監査

課 名：介護長寿課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市給食サービス運営協議会</p> <p>[補助金等名] 中津市高齢者給食サービス事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 福祉部介護長寿課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①実績報告書について、運営費のみの収支決算の報告で、利用者負担金収入や材料費などの経費を含めた収支決算書となっていなかった。前述した費用を含む全事業費の収支計算書を適正に作成されたい。</p> <p>また、各ボランティア団体の収支決算書には、収入及び支出についての領収書等の支払証拠書類の添付を求め、適正な会計処理をされたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金交付要綱について、利用者負担金や給食費及び運営費などの補助対象経費の規定が定められていない。補助金交付要綱を見直し、適切な要綱の整備を求める。</p> <p>②補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、不備のある収支決算書及びその計数の確認に必要な証拠書類の提出を求めているものが見受けられた。</p> <p>今後は、補助金の額の確定にあたっては適正な事務処理をされたい。</p> <p>③当該補助金にかかる様式等の整備を求める。</p>	<p>①各ボランティア団体に対し、利用者負担金収入を含めた全事業費の収支決算書の作成及び支払証拠書類の提出を指導し、適正な会計処理に努めます。</p> <p>①補助金交付要綱の見直しを図り、早急に適切な要綱の整備を行います。</p> <p>②全事業費の収支決算書の作成指導及び収支決算書の計数の確認に必要な領収書等の提出について、令和元年8月末までを目途に各ボランティア団体へ文書で通知し指導していきます。</p> <p>③ご指摘の通り、早急に補助金にかかる様式等の整備を実施し、各ボランティア団体に通知します。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体監査

課 名：耕地課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 三光土地改良区</p> <p>[補助金等名] 三光土地改良区補助金</p> <p>[所管部局・課] 商工農林水産部耕地課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①平成30年度の土地改良区の事務費については、組合員からの賦課金収入だけで賄えるように見受けられた。また、今後は賦課金を徴収する対象者が減少し、事務費も減が見込まれると考えられる。 今後の補助金について、補助金額の段階的な削減等検討を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、収支決算書の記載に不備が見受けられた。 今後は、収支決算書について、記載内容を精査確認のうえ、適正な書類の受領を求める。</p> <p>②余剰金が生じた場合の取扱いについては、交付団体だけでなく財政担当課とも十分な協議を経て、事業費の精算の指導を必ず行い、補助金の適正な事務執行を求める。</p>	<p>①ご指摘の通り、平成30年度の事務費全体をみると余剰金が生じていますが、三光土地改良区補助金交付要綱に定める補助対象となる経費につきましては、市からの補助金額を上回っており、補助金の運用は適切に行っていると考えます。 今後につきましては、償還事務の減少に伴い、必要経費も減少する見込みのため、補助金の申請は、十分に精査を行ったうえで行うものとし、補助金額の段階的な削減も含めて、担当課と協議しながら検討してまいります。</p> <p>①今後は、チェック体制を強化するため、複数人での確認を徹底し、必要に応じて交付団体に対して指導等を行いながら、適正な書類を受領してまいります。</p> <p>②補助対象経費が補助金額を上回ったうえで、事業費全体をみると余剰金が生じている場合につきましては、交付団体及び財政担当課等と協議を行い、対応を検討してまいります。</p>	